

有用性と野蛮

報告者：後藤 浩子（法政大学）

1. 問題提起

『精神現象学』（1807）第6章「精神」においてヘーゲルは、フランス革命を総括している。彼は、フランス革命のなかに啓蒙の所産としての「有用性」と「絶対自由」という二つの契機を見出し、その相克と崩壊の過程を描いている。ドイツの思潮では、このヘーゲルの分析がアドルノ／ホルクハイマーによって踏襲され、啓蒙の所産である有用性の探求が反転して野蛮に至るといふ、いわゆる「啓蒙の弁証法」として概念化されてきた。アドルノ／ホルクハイマーがいう野蛮とは、有用性の探求が人間主体を含めたすべてのものの道具化・物化に帰結してしまうことを意味する。しかし、この「啓蒙の弁証法」は、有用性と野蛮をあまりに性急に結び付けているのではないだろうか。というのは、第一に、実際のフランス革命の過程で、ギロチンでの処刑を執行したのは、コンドルセ等の啓蒙思想家ではなく、むしろ徳の共和国を探求したロベスピエール達だからである。そして第二に、有用性だけで国家や社会制度の存立が根拠づけられるか、という問いはすでに18世紀中盤からブリテン思潮において政治経済学の形成とともに探求され、「市民社会」概念のもとに、同時代の思想家によって有用性を補完する諸要素が発見されることで、啓蒙はより繊細で複雑な回答を生み出しているからである。

18世紀に有用性がどのように国家や社会制度を説明する理論のなかに組み込まれたのかについて、注意深く観察している先行研究は二つある。第一に、M. フーコーの1978-79年度のコレージュ・ド・フランス講義であり、第二に、J. G. A. ポーコックの『徳・商業・歴史』（1985）における「バークのフランス革命の政治経済学」と「所有の流動性と18世紀社会学の興隆」と題された章における考察である。本報告では、まずこの両者の論点をまとめ、次にE. バークを題材にして、彼がフランス革命の中にどのように有用性と啓蒙の限界を見出したのかを明らかにしたい。

2. 政治経済学と「市民社会」概念

フーコーは「市民社会」という分析概念を用いて、政治経済学の形成に伴う社会観の変容を説明している。ロックにおける市民社会は、法的かつ政治的な絆によって結び付けられた個々人の総体という意味で政治社会とは区別されないものだったのに対し、18世紀半

ば以降、ブリテンにおいて政治経済学的知の形成とともに、法権利の主体とは異なる利害
関心の主体が統治の対象となることによって、市民社会という観念は変化し政治社会とは
区別されるようになったとフーコーは指摘する。「市民社会」は「経済の諸法則にも法権利
の諸法則にも背くことがないような自己制限、統治の一般性の要請にも統治の偏在の必要
性にも背くことがないような自己制限を可能にする」領野として概念化されたものである、
とフーコーは解釈し、その登場の背景には、法的統治術と経済的統治術の異質性を保存し
つつ、統治術の統一性を確保するという課題があったと見なしている¹。つまり、分業と
交換のネットワークとして想定される諸個人の経済的結びつきの基底には、利害関心の知
覚があるが、この知覚は常時存在するわけではなく、利害関心が存在しなくなれば、経済
的結びつきもまた途切れる。したがって、社会的結合の根拠をすべて経済的利害関心に置
くことはできないのであり、もっと別種の結合要素で補完する必要が生じたのである。フ
ーコーはこれを政治経済学的統治テクノロジー—つまり、統治不能ゆえに統治不要という
原則を掲げる経済的自由主義—の「相関物」と表現しているが²、重要なのは、ブリテン
において人々は、この相関物をたんなる実定法的結合や法権利の委譲による主権に求めな
かったという点である。この課題に答えるために、ブリテンの思想史上では様々な観念が
提示された。「徳」や「作法」のいずれにしても、それは法権利の語彙の外にあるものであ
り、愛情(*affaction*)などの感情の要素が入った規範意識である。このような規範意識で結
合された領野として「市民社会」という観念が提出されたのである。

フーコーは様々なヴァリエーションをもって考案された「市民社会」の中から、最も根
本的なテキストとしてA. ファーガソンの『市民社会史』(1767)を取り上げ、そこでの
「市民社会」概念を分析している。この概念が、以下に見るバークの「作法のシステム」
といかに重複しているかを明らかにするために、その内容を以下にまとめることにする。

フーコーは、ファーガソンの「市民社会」の本質的特徴として、①「歴史的かつ自然的
な不変項」②「自然発生的総合の原理」③「政治権力の恒久的母型」④「歴史の原動力」
を挙げている。①は、人間にとって社会なき自然状態という前史はなく、社会的結合はそ
の始原から自然発生的に形成されているという見解である。②の「自然発生的総合の原理」
は、法的手続きを経ることなく、ただ個々人の満足によって発生し維持される互惠的社会

¹ Michel Foucault, *Naissance de la biopolitique, Cours au College de France 1978-1979* (Gallimard, 2004), p.299. (=慎改康之訳『生政治の誕生：ミシェル・フーコー講義集成 8』筑摩書房、2008年、364頁)

² *Ibid.*, p.299. (=同上書、364頁)

的結合が存在しうる、という見解である。「明示的な契約もなく、意志的結合もなく、法権利の放棄もなく、他の誰かへの自然権の委託もなく、要するに服従の契約のようなものによる主権の構成なく」、社会的結合がもたらす利益への「個別的な満足（satisfaction）の総和」によってまとまっている社会が前提されているのだが³、フーコーはそこにたんなる経済的結合に還元されない要素が付加されている点に注目する。「人間は単なる外部的便宜（conveniences）という理由で社会を尊重するというよりむしろ、そのような便宜がほとんど間近にない場合に一般的に最もよく人々は結び付けられて（attached）いる」というファーガソンの指摘に明らかなように⁴、社会的に結合させている要素は、「交換における最大限の利益」ではない。それは「利害なき利害関心（intérêts désintéressés）」つまり「利己主義ではない利害関心（intérêts non égoïstes）」の作用であって、その作用をもたらす諸感情をフーコーは次のようにまとめている。「市民社会において個々人を結びつけるもの、それは本能（l'instinct）であり、感情（le sentiment）であり、共感（la sympathie）であり、個々人の互いに対する好感（bienveillance）の動きであり、同情（la compassion）である。それはまた、他の個人に対する嫌悪（la répugnance）であり、個人の不幸に対する嫌悪であり、場合によっては、自分から離れていく他人の不幸に対して抱く快樂（le plaisir）でもある」⁵。さらに、フーコーは、たんなる経済的結合と市民社会における結合との違いの第二点めとして、経済主体の結合、つまり市場の広がり（extension）の脱領土性や脱局地性に対して、市民社会のそれはある共同体、ある限定された総体という局地性をもつ点を挙げる。それは、家族、村から同業者団体や国民に至るまでそのレベルと規模は様々であるが、この市民社会の紐帯がもつ二面性、つまり一方で経済的な、他方で利害なき利害関心という感情的な結びつきは、時に相反する作用をもつことになる。ファーガソンは、商業段階において、「人間は自らを自分の同胞との競争状態におくというひとつの目標を見出した。…社会を形成したと想定される強力な原動力が（the mighty engine）は、結局その構成員を不和にさせるに役立ったり、もしくは、愛情（affection）の絆が断ち切られた後でも彼らの交流を継続するのに役立ったりするのである」⁶と指摘し、古代ギリシアやローマでの共同体への愛情のあ

³ Ibid., p. 304. (=同上書、370頁)

⁴ Adam Ferguson, *An Essay on the History of Civil Society, Eighth Edition*, (Kissinger Publishing, 2004), p.13. (=大道安次郎訳『市民社会史（上巻）』白日書院、1948年、37頁)

⁵ Foucault, op.cit., p.305. (=前掲書、371頁)

⁶ Ferguson, op.cit., p.13 (=前掲書、37頁)

り方と商業段階でのそれとを比較した。経済的合理性は、時に社会的結合の主要因となるが、時に解体への要因ともなる。③「政治権力の恒久的母型」とは、法権利の放棄や譲渡契約による権力設立に先立って、市民社会内部の分業に伴い、権力は自然発生的に生成するのである、という見解であり、したがって、法的権力は、事後的に創設されるものと見なされる。そして④「歴史の原動力」としての市民社会とは、先に述べた②自然発生的総合が、結合と分離の両方の方向に作用する経済的利害という要素を含んでいることによって、歴史的に変化を生み出すということである。つまり、所有はないが、原初的な自然発生的従属関係はある「未開社会」で経済的利己主義が作用することによって、個人と共同体に帰属するものの別がある「野蛮社会」に至り、さらには、法律によって守られる「文明社会」に至る、というように、個々人の利害関心が動因となって一定の形態の市民社会が生み出される。

フーコーがファーガソンの「市民社会」概念から抽出しているのは、たんに経済的でもなく法的でもない結合、慣習と作法という「社会的」としか形容できないような結合とその下で生じる権威への帰属である。「市民社会」は、政治経済学的知に基づく経済的自由主義という統治テクノロジーを補完するという新たな問題に対して提出された解答であり、確かに「内的な、政治思想ないし政治的考察」の結果であるが、それは法権利の語彙を脱しているという点で、ホブズやルソーやモンテスキューとは異なっており、「政治思想の全く別のシステム」の開始であるとフーコーは評価する⁷。

以上のようなフーコーの議論と一部交差するのが、ポーコックの「作法のイデオロギー」である。この「作法」のカテゴリーを投入することで、ポーコックは、政治経済学的知の形成によってホモ・エコノミクスがゾーン・ポリティコンにとって変わった、とする C.B. マクファーソンやアプルビーなどの思想史像に異議を申し立てている。ポーコックがフーコーと異なる点は、作法の生成における政治的なものや法学的なものが果たした役割を強調する点である。彼に従えば、投機的社会の腐敗を批判する中で、土地財産の所有に基づく独立性を有し、自律的に政治という公的事柄に関わる有徳な愛国者の人間像が、古典的政治学のパラダイムにおいて彫琢された一方で、まず最初に投機的人間として現れた商業社会の経済人を擁護するために、愛国者の徳に代わる、新たな政治主体の特質が模索され、この結果、土地／農業から商業への活動環境の変化に応じて、徳は新たに「作法」として変容し、商業社会における政治的人格の一要素となった。作法とは、市場的行動主体とし

⁷ Ibid., p.312. (=同上書、378-379 頁)

ての経済人と折り合うべく考案された政治的人間の要素であって、この要素を経済人が随伴することが要請されたのであり、経済人の登場によって政治的人間が駆逐されたことはなかった、とポーコックは主張する。

3. バークにおける有用性と野蛮

前節での論点を最も明瞭に表しているのが、1790年代のバークの思想である。彼は『フランス革命についての省察』において、幾度も野蛮 (barbarous, savage) という言葉を用い、フランスの啓蒙を揶揄して「自分達を洗練して(subtilized)野蛮人となる」と表現し、ルソー、ヴォルテール、エルヴェシウスの名を挙げ、イングランドは彼らに追従しないと断言している。では、バークの啓蒙批判の的は何なのか、そしてどのような事態を彼は野蛮と称しているのか。

「作法は法よりも一層重大な影響を及ぼす。法律は極めて大きく作法に依存する。法律が時たま偶発的にわれわれに関係するのに対して、作法はまさしくわれわれが呼吸する空気のように日常の整一的恒常的で無意識的な働きを通じてわれわれを苦しめるか慰め、腐敗もしくは純化させ、向上もしくは墮落させ、野蛮もしくは優雅にする」⁸。バークの作法は法と別の次元で我々の諸感情(affectations)を導く社会的規範である。この作法の次元を指し示すことによって、バークが対峙しているのは、法を端的に個々人の私的利益や思惑から生じる関心によって支えられるものとする機械的で野蛮な哲学である。これに従えば、国制にとって必要なのは、現在の便宜(conveniency)であって、他の愛着(attachment)の原理は不要と見なされる⁹。自由が「統治(Government)や、公権力、効果的にうまく配分された税収入、道徳と宗教、所有の確実さ、平和と秩序、市民的・社会的作法と結び付けられている」という点をバークは重視する¹⁰。彼が、市民的 (civil) 自由の基礎を法ではなく作法と道徳に置いている点は、注目に値する。「他のすべての人民は、市民的自由の基礎

⁸ Edmund Burke, "Three Letters to a Member of Parliament on the Proposals for Peace with the Regicide Directory of France, Letter I", in *The Works Twelve Volumes in Six (1887) Vol. V*, (Hildesheim. New York: Georg Olms Verlag, 1975), p.310 (=中野好之編訳『バーク政治経済論集』法政大学出版局、2000年、908頁)

⁹ Edmund Burke, *Reflections on the Revolution in France* (Oxford: Oxford U.P., 1993), p.88. (=水田洋訳「フランス革命についての省察」『バーク・マルサス、世界の目著41』中央公論社、1980年、156頁)

¹⁰ Ibid., p.8. (=同上書、60頁)

を、もっと厳格な作法ともっと謹厳な男らしい徳性のシステムの中に置いた」¹¹。

ファーガソンは市民社会を政治権力の恒久的母型と見なしたが、同様にバークも諸感情の公共性を生み出すものとして作法の体系を捉え、それこそが真の法の支えであると思なす。「作法と結びついたこれらの公共的感情は、ときには法を補足し、ときには法を匡正し、つねに法を助けるものとして、必要とされる」¹²。バークは、自己利益の主体が集まって自ら互恵的社会関係を築けるとは考えなかった。そこには、個々人の行動の抑制装置としての作法のシステムが必要とされたのである。

バークは、この抑制装置としての作法のシステムを市民社会に結びつける。「政府(government)は人間の必要物(wants)を用意するために人間の知恵が発明したものである。人間はそれらの必要物がこの知恵によって用意されるべきだという権利をもつ。これらの必要物のなかには、市民社会から生じる必要、つまり人間の情念(passions)に対する十分な抑制の必要も数えいれられるべきである」¹³。市民社会において、個々人の情念は作法によって抑制され、洗練される。そして、この情念が作用する市民社会のレベルは、法が規定する諸関係によって構制される政治社会とは明らかに異なったものとして、位置づけられている。バークにとっての野蛮とは、この市民社会の作法のシステムの破壊であり、彼の批判の中心は、フランス革命が、法の基盤である作法のシステムを内包する市民社会のレベルまでを改造し破壊した点にあるのである。

バークは、1791年発行の『フランス革命についての省察』9版において、社会を、成員の技能と力の結合である「提携(partnership)」と「共同資本(the joint stock)」という言葉で表現している¹⁴。これは、各人が自己の権利を共同資本(common stock)に投げ入れた結果生じる政治社会というT. ペインの観点とさほど離れてはおらず、バークもまた有用性の語彙で社会を説明しているのである。市民社会の中には自然に生じる作法のシステムが存在するという認識の背景には政治経済学の生成がある。とはいえ、彼らの市民社会に住まうのはたんなる自己利益を追求する経済人ではなかった。この点が、ブリテンの啓蒙の特徴を把握するためには、重要であると思われる。

¹¹ Ibid., p.38. (=同上書、95頁)

¹² Ibid., p. 78.(=同上書、143頁)

¹³ Ibid., p.60. (=同上書、122頁)

¹⁴ Ibid., p.59. (=同上書、122頁)